



場合を除き、当該建築物⑤へ設置することができる再エネ利用設備に係る一定の事項⑥について、建築主に対する説明義務が課せられる⑦。

⑤ どの建築物ですか。

⑥ 抽象的です。

⑦ 誰に課せられるのですか。

#### ④ 形態規制の合理化

特例適用要件に適合する建築物⑧について、建築基準法における容積率や建ぺい率、高度地区内における建築物高さ等⑨が特例許可の対象となる。以上

⑧ 要件が分かりません。例示が必要と考えます。

⑨ 一方は法律、一方は地域地区とバラバラです。単純に、容積率、建ぺい率、及び建築物高さなど建築基準法の形態規制としてはどうでしょうか。